技能労務職員の給与等に関する規則

- 平成 18 年 10 月 30 日 - 規 則 第 7 号

改正 令和2年3月31日規則第9号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、一般職に属する技能職員及び労務職員(以下「技能労務職員」という。)の給与、勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 (準用)
- 第2条 技能労務職員の給与、勤務時間、休日及び休暇は、豊岡市技能労務職員の給与等に関する規則(平成17年豊岡市規則第40号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に、「豊岡市職員職名規則(平成17年豊岡市規則第24号。以下「職名規則」という。)第4条第3項及び豊岡市教育委員会職名規則(平成17年豊岡市教育委員会規則第7号。以下「教育委員会職名規則」とう。)第4条第3号」とあるのは、「北但行政事務組合職員職名規則(平成7年北但行政事務組合規則第4号)第4条第1号」に、「職名規則第4条第4号及び教育委員会職名規則第4条第4号」とあるのは「北但行政事務組合職員職名規則(平成7年北但行政事務組合規則第4号)第4条第2号」に、「豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」とあるのは「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年北但行政事務組合条例第2号)において準用する豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第9号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。